

第 29 回太子町農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和8年5月21日(木) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 有美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(6名)

- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員 農地利用最適化推進委員 北川 智一(1名)

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第29回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 6 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 29 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番塚本芳文委員及び8番朝生憲敏委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 2 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 1 件、非農地証明
願が 1 件、農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について
となります。

議 長 まず、受付番号 234 番の 3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：234、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請(所有権移転)、農地の所在：太子町広坂[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：317 m²。譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲渡人は神戸市在住のため、これまで譲受人へ依頼をして、譲受人が保全管理をしていましたが、このたび所有権移転の話がまとまり、譲受人が承諾したことで本申請に至っています。

議受人は、所有地として田 10,125 m²、畑 2,543 m²、合わせて 12,668 m²の農地を耕作しています。議受人は 70 歳で、妻と二人で営農する計画になっています。申請地ではサツマイモ、ダイコン、ハクサイ、ホウレンソウ、タマネギ等、露地野菜を作付け予定で、耕作機械については軽トラック、トラクター、草刈機、歩行式草刈機、小型耕運機を各 1 台所有しています。引き続き周辺地域に協力して、地域の取り決めに従い営農していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

大西委員 申請地は、広坂公民館 [REDACTED] に位置し、民家に接する面積 317 m²の田になります。

譲渡人の [REDACTED] は、現在、神戸市灘区に居住しており、平成 27 年に父親の死亡により相続を受けた土地になります。

相続後は、年に数回程度トラクターで農地管理していましたが、4 年程前から放置状態となり、隣接する住民から苦情が出ていました。そのため、申請地の西隣の住人である譲受人の [REDACTED] が、自発的に年数回草刈りをして管理しており、このたび、譲渡人から所有権移転の話をもちかけたところ、譲受人が承諾したことで話がまとまり申請に至っています。申請地では、季節野菜を作ると聞かれています。

譲受人の [REDACTED] は、70 歳になりますが、広坂に 12,668 m²の田・畑を所有しており、うち約 200 m²に季節野菜を栽培しています。

農業機械は、軽トラック、トラクター、草刈機、歩行式草刈機、小型耕運機を各 1 台所有しています。

自治会長・農区長の同意書面からも、近隣に与える影響はなく、これまでも地域の取り決めに従っており、用水路も清掃に努めていることから、農業上の支障はないものと判断できます。

以上の通りですので、審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 次に受付番号 235 番の非農地証明願について、審議します。説明をお願いします。

事務局 受付番号：235、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町太田 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：444 m²。願出人：[REDACTED] となっています。

願出人は最近、申請地の北側の太田 [REDACTED] の建築物を取り壊した後、建築物の滅失届を法務局へ提出する際、申請地の登記が田の状態宅地として現在まで使用していることが分かりました。そのため、申請地の是正をするために非農地証明願を申請しています。

申請地は、昭和46年6月に願出人の亡夫が農地転用の手続きを怠り、自宅建物を建築し、現在に至っています。昭和55年の航空写真において、建築物があることを確認しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

赤松委員 願出人は、最近申請地の北側にある酒屋の建築物を撤去しました。その際に、法務局の指示があり、申請地が田のまま宅地として現在まで使用していることが分かりました。昭和45年の建築確認申請から建築物があることを確認しています。また、地元の自治会長と農区長の同意書もあります。

以上のことから、審議をよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、非農地として証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、非農地として証明すると決定します。

議 長 次に、受付番号236の農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：236、農用地利用集積等促進計画作成についてです。

農用地利用集積等促進計画の県知事への認可申請について、太子町長から意見聴取がありましたので、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第6の3の(2)の規定に基づき、

①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

③農地所有適格法人等

を確認の上、太子町長に意見を提出することとなっています。

賃借権の設定を受けようとする者：10名、申請総数：13筆、13,734.48
㎡、権利種別：使用借権、利用権の設定：新規設定です。

以上の計画内容は、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第6
の3の(2)の規定の各要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの
意見聴取について、「意見なし」とし、太子町長に意見を提出することとして
よろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、「意見なし」で提出すると決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
以上をもちまして、第29回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員
(7 番塚本芳文委員)

塚本芳文

議事録署名委員
(8 番朝生憲敏委員)

朝生憲敏